

第12回

町議会定例会

副町長に小貫忠男氏選任



第12回町議会定例会が6月6日(水)から6月12日(火)までの7日間で開催され、報告・議案など合計25件が議決されました。

ここでは、今回の議会で審議された主な内容をご紹介します。

報告・議案など25件を議決

今回の定例会では、報告・諮問・陳情・意見書案を含む25件が審議され、議決されました。

提出された議案は、平成29年度一般会計、各特別会計補正予算の専決処分した事件の承認、繰越明許費繰越計算書など報告13件、平成30年度一般会計及び鏡石駅東第一土地区画整理事業特別会計補正予算、条例の一部を改正する条例の制定など議案7件、人権擁護委員の推薦につき意見を求める諮問1件、陳情3件、被災児童などの支援継続を求める意見書案1件でした。

一般会計に6,704万円を補正

一般会計補正予算では、

6,704万円が増額され、予算総額は、62億6,004万円となりました。

主な補正予算の内容は、国から採択された社会資本整備総合交付金などを活用した高速道路跨道橋修繕工事などによる増額です。

3件の人事案件を議決

固定資産評価審査委員会委員、人権擁護委員、そして副町長を選任、推薦する3件の議案・諮問が提出され、議決されました。

副町長には小貫忠男さんが再任され、任期は平成30年7月1日から4年間です。また、固定資産評価委員会委員に齊藤栄治さん(岡ノ内)が選任され、人権擁護委員には岡部ちよ子さん(鏡沼)が推薦されることとなりました。齊藤さんは再任、岡部さんは新任となります。



再任された
小貫忠男副町長

加入者みんなで助け合う—— 国民健康保険制度が改正されます！

平成30年度以降に実施される国民健康保険制度の改正については、平成29年7月号でお知らせしましたが、ここでは、改正の内容について改めてお知らせします。

70歳以上の方の高額療養費制度の改正

高額療養費制度とは、1か月に支払った医療費が多いとき、自己負担限度額を超えた分が申請により支給される制度です。平成30年8月診療分から、70歳以上の方の自己負担額が引き上げられます。詳細は表1をご覧ください。

なお、表1中「」内の金額は、過去1年間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回あった場合の、4回目以降の自己負担額です。

70歳以上の方の高額介護合算療養費制度の改正

高額介護合算療養費制度とは、世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療費と介護費の年額(8月～翌年7月)を合算して限度額を超えたときに、その超えた分が支給される制度です。平成30年度分から、70歳以上の方の自己負担額が一部引き上げられます。詳細は表2をご覧ください。

▼問い合わせ先
税務町民課 ☎62-21112

表2

平成30年8月診療分から	
所得区分	限度額
課税所得	690万円以上 212万円
	380万円以上 690万円未満 141万円
	145万円以上 380万円未満 67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

表1

平成30年8月診療分から		
所得区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
課税所得	690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円) × 1% 【140,100円】
	380万円以上 690万円未満	167,400円+ (医療費の総額-558,000円) × 1% 【93,000円】
	145万円以上 380万円未満	80,100円+ (医療費の総額-267,000円) × 1% 【44,400円】
一般	18,000円 (年間上限額144,000円) ※	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

高齢受給者証を更新します

国保に加入している70歳～74歳の方に交付している「高齢受給者証」は、毎年8月1日に更新しますので、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。

8月1日以降に医療機関等を受診するときには、必ず、保険証と一緒に新しい受給者証を提示してください。なお、有効期限切れとなった受給者証は、税務町民課の窓口までお持ちください。

▼問い合わせ先
税務町民課 ☎62-21114

表2

区分	平成30年度	平成29年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+27万5千円 × (被保険者数)	33万円+27万円 × (被保険者数)
2割軽減	33万円+50万円 × (被保険者数)	33万円+49万円 × (被保険者数)

表1

区分	医療分・後期高齢者支援金分		介護分(40歳～64歳のみ)	
	30年度	29年度	30年度	29年度
課税限度額	77万円	73万円	16万円	16万円
①所得割	10.60%	11.50%	2.20%	2.35%
②均等割	31,100円	33,600円	8,600円	8,800円
③平等割	25,800円	26,300円	5,800円	7,000円

○国民健康保険税の変更点について

《税率を改正》

平成30年度から国民健康保険の財政運営の主体が道府県に変わり、市町村と共同で運営が行われることで、制度の安定化が図られています。

町では、福島県から示された国保事業費納付金の額や標準保険料率を参考に税率を見直し、表1のとおり改正を行いました。

なお、平成30年度国民健康保険税納税通知書は7月13日(金)に発送します。

《軽減対象世帯が拡大》

国民健康保険税は、世帯の所得額(世帯主及び国保加入者の所得の合計額)に応じて、一人あたりに課される均等割額と、一世帯あたりに課税される平等割額が軽減されます。

この軽減判定所得が表2のとおり改正され、5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されました。

須賀川地方広域消防組合 消防職員(高校卒程度)採用候補者試験

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	消防職
採用予定人員	5人程度

2. 受験資格

平成3年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方

3. 試験の期日と場所、試験内容

- 第1次試験
9月23日(日) 須賀川市役所
①教養試験 ②適性検査 ③作文
- 第2次試験
11月上旬予定(1次試験合格者のみ)
口述試験、健康診断、体力検査

4. 申込用紙

須賀川地方広域消防本部総務課、各消防署または町総務課で受け取るか、郵送での請求となります。

5. 受付期間: 8月9日(木)まで

●問い合わせ先 須賀川地方広域消防本部総務課 ☎76-3112

鏡石町職員(高校卒程度) 採用候補者試験

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務
採用予定人員	若干名

2. 受験資格

平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方

3. 試験の期日と場所、試験内容

- 第1次試験
9月16日(日) 町勤労青少年ホーム
①教養試験 ②適性検査
- 第2次試験
11月上旬予定 町勤労青少年ホーム
個別面接による口述試験及び作文試験

4. 申込用紙

町総務課で受け取るか、郵送での請求となります。

5. 受付期間: 7月11日(水)から8月10日(金)まで

●問い合わせ先 総務課 ☎62-2111